

令和6年度 水質検査計画



えびの市水道課

目次

1 基本方針

- (1) 検査地点
- (2) 検査項目
- (3) 検査頻度

2 水道事業の概要

3 水道水の状況

- (1) 配水池及び配水区域
- (2) 原水及び浄水の水質の状況
- (3) 水道施設

4 検査体制

5 定期の水質検査

- (1) 検査地点
- (2) 検査項目と検査頻度
 - ① 水質基準項目検査
 - ② 毎日検査
 - ③ 水質管理目標項目検査
 - ④ その他の検査

6 臨時の水質検査

7 関係者との連携

8 水質検査の方法

9 水質検査の精度と信頼性

10 水質検査計画及び検査結果の公表

えびの市水道事業 令和6年度水質検査計画

1 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務付けられている水道水の検査を給水栓（蛇口）で行います。
その他、各水源地の湧水地点及び井戸の原水・処理後の浄水について検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自に設定した項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁りならびに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。
水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、その他の項目については概ね3ヶ月に1回とします。

2 水道事業の概要

えびの市水道課では令和5年3月現在、市内の8,384戸、16,694人（給水普及率94.4%）の皆様に水道水をお届けしています。
皆様にお届けする水道水は、柿木原浄水場からの水でまかなわれています。これらの水は、浄水として処理後、送水管にて各配水池に送り主に自然流下により皆様の所へ配水しています。また、平成30年4月より深層地下水の山内水源を追加し、山内浄水場での処理を経て末永配水系への配水を行っています。
水道水の管理運営はえびの市水道課が行っています。

表1 水道事業概要

令和6年3月現在

水道事業体	えびの市水道課		
	所在地	えびの市大字栗下1292番地	
施設	水源の種類 取水地点	本水源 表流水	地下水
		えびの市大字大河平字大河平国有林46林班は小班	1号井：えびの市大字大明司2018-2
			2号井：えびの市大字大明司2018-2
	3号井：えびの市大字大明司1975-1及び1975-2		
	給水能力	一日最大給水量	9,000(t)
一日平均給水量		5,225(t)	
実績一日最大給水量		6,960(t)	642.5(t)
実績一人一日最大給水量		429 リットル	
浄水池有効容量	1,500(t)	850(t)	

3 水道水の状況

えびの市は、九州山脈の広大な自然からの恵みである熊本県と宮崎県の県境にある又五郎谷（川内川上流）の表流水と、導水路トンネル内からの湧水を混合した水を原水としています。また、平成30年4月より山内地区内の深層地下水を追加しています。

(1) 配水池及び配水区域

各配水池により配水区域を分け、均衡のとれた給水ができるよう心掛けています。

大河平配水池	柿木原浄水場急速ろ過池の逆洗水の使用と、えびの駐屯地・堀浦・鍋倉・上大河平周辺の北東部高台地区に配水しています。
柿木原減圧弁室	主に飯野地区北部に配水しています。
飯野南部水压調整室	主に飯野地区南部に配水しています。
末永配水池	配水池の中で一番大きい配水池であり容量1,500(t)で、飯野地区の一部・加久藤地区・真幸地区の一部に配水しています。
岡元配水池	上浦地区など南西部高台地区に配水しています。
真幸配水池	主に真幸地区に配水しています。
溝ノ口配水池	溝ノ口地区・岡松地区など北西部高台地区に配水しています。
芋畑配水池	芋畑地区に配水しています。
尾八重野配水池	尾八重野地区に配水しています。
東出水配水池	出水地区に配水しています。
山内配水池	末永配水系の一部に配水しています。

(2) 原水及び浄水の水質の状況

(ア) 柿木原水系

1. 秘境である又五郎谷の河川水（表流水）は、天候により取水量にも変動はあるものの、平成6年の渇水期以降は安定した水量を確保できています。平成16年度は、導水トンネル内の湧水調査にて湧水箇所（計6箇所）の水質検査を実施し、表流水と湧水の混合にて水質的にもバランスの取れた水を取水出来ていることが分かりました。
2. 水源地の監視・管理の為、定期的に職員が水源地に行き、安定した水量の確保と保全に努めています。

(イ) 柿木原浄水場

1. 取水堰より取水された原水（表流水）は導水トンネル（延長：2,844m）及び導水管を経て浄水場着水井へ流入されます。着水井にて濁度・流量に応じ凝集剤及び塩素水（前塩素）を注入し、急速攪拌機にて攪拌を行い、フロック形成池へ移送し、さらに横流式薬品沈殿池にて沈殿を行います。沈殿池より上澄水を重力式急速ろ過池にてろ過し、前塩素残留濃度に応じ塩素水（後塩素）を比例注入し浄水を行っています。また、これらを浄水場監視システムにて24時間監視制御することにより、浄水濁度0.1未満を維持し、各配水池に配水しています。

(ウ) 山内浄水場

1. えびの市大字大明司地内に深層地下水の取水井を3井設け、取水しています。取水した原水は導水管を経て浄水場へ流入し、前塩処理を行って除鉄・除マンガンを処理を施し、処理水に後塩素処理を施した後に着水井へと送水、その後に配水池(850 m³)で貯留し、これより末永配水池系統へと加圧給水しています。

(3) 水道施設

水道施設の概要は表2のとおりです。

表2 水道施設の概要

施設名	所在地	浄水施設		配水施設				
		ろ過設備	滅菌設備	配水池数	配水池能力(t)	有効容量(t)	ポンプ数	配水方式
1 柿木原浄水場	えびの市大字大河平字永野原1113番2	○	○	浄水池2	7,460	1,500	—	自然流下式
2 柿木原減圧弁室	えびの市大字大河平佛坂1524番地2			1			—	自然流下式
3 ろ過洗浄水槽兼大河平配水池	えびの市大字大河平字永野原1113番2			2		600	3	ポンプ加圧式
4 飯野南部水圧調整室	えびの市大字原田						—	自然流加式
5 苧畑配水池	えびの市大字坂元字苧畑1639番地130			2		75	—	自然流下式
6 末永配水池	えびの市大字末永字山下383番地30			1		1,500	—	自然流下式
7 岡元配水池	えびの市大字西長江浦諏訪平702番地7			1		150	—	自然流下式
8 真幸配水池(上)	えびの市大字浦字妙木902番地4			2		368		自然流下式
9 真幸配水池(下)	えびの市大字浦字妙木70番地4			2		180	—	自然流下式
10 溝ノ口配水池	えびの市大字内竪字松尾863番地10			1		100	—	自然流下式
11 えびのパーキングエリア送水ポンプ室	えびの市大字東川北字狩山1235番2						—	ポンプ加圧式
12 パーキングエリア配水池	えびの市大字東川北字黒原799番地104			1		30	—	自然流下式
13 白鳥第1配水池	えびの市大字末永字宮尾1200番地5			2		70	—	ポンプ加圧式
14 白鳥第2配水池	えびの市大字末永字上村1469番地14			2		20	—	自然流下式
15 下浦加圧ポンプ室	えびの市大字浦字妙木898番地68						1	ポンプ加圧式
16 鍋倉加圧ポンプ室	えびの市大字大河平						2	ポンプ加圧式
17 苧畑ポンプ室	えびの市大字大明司字熊坂9番地17						2	ポンプ加圧式
18 東内竪加圧ポンプ室	えびの市大字内竪						1	ポンプ加圧式
19 昌明寺加圧ポンプ室	えびの市大字昌明寺字湯田281番地3						2	ポンプ加圧式
20 溝ノ口加圧ポンプ室	えびの市大字岡松字天神免956番5						2	ポンプ加圧式
21 末永加圧ポンプ室	えびの市大字末永字山下383番地30						2	ポンプ加圧式
22 白鳥送水ポンプ室	えびの市大字末永字宮尾1200番地5			1			—	ポンプ加圧式
23 白鳥地区加圧ポンプ室	えびの市大字末永字宮尾1200番地1						2	ポンプ加圧式
24 木場田地区加圧ポンプ室	えびの市大字内竪字蓑田1787番地4						2	ポンプ加圧式
25 堀浦地区加圧ポンプ室	えびの市大字大河平						2	ポンプ加圧式
26 岡松地区加圧ポンプ室	えびの市大字向江1140番地						3	ポンプ加圧式

27	尾八重野第1中継加圧ポンプ室	えびの市大字東長江浦501番地						2	ポンプ加圧式
28	尾八重野第2中継加圧ポンプ室	えびの市大字東長江浦1676番地281, 285						2	ポンプ加圧式
29	尾八重野地区加圧ポンプ室	えびの市大字東長江浦1653番地303						2	ポンプ加圧式
30	尾八重野地区配水池	えびの市大字東長江浦1652番地		○	2		92	2	ポンプ加圧式
31	東出水地区配水池	えびの市大字末永3353番地17		○	2		74	2	ポンプ加圧式
32	山内浄水場	えびの市大字大明司1975番地1及び1975番地2	○	○	浄水池2	1,540	850	3	ポンプ加圧式
33	東長江浦加圧ポンプ室	えびの市大字東長江浦1586番地						2	ポンプ加圧式
	大河平減圧井（遊休）	えびの市大字大河平字牧神上3997番地9			-		-	-	自然流下式
	久保原地区加圧ポンプ室（遊休）	えびの市大字大河平						1	ポンプ加圧式
	真幸第3号井（遊休）	えびの市大字水流字本町70番地2		○	1			-	ポンプ加圧式

4 検査体制

水質検査は、皆さまに安心して水道水を利用していただけるよう、水源から蛇口に至るまで定期的に行います。微生物から化学物質まで様々な項目について、極微量のレベルの測定が求められています。そのため、水道課では外部専門業者（水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関）への委託を行い、高度な分析をお願いして日々の業務に生かしています。

5 定期の水質検査

(1) 検査地点

① 原水

水源ごとに2箇所(柿木原浄水場着水井、山内水源3号井)の原水について検査を行います。

② 給水栓水（蛇口の水）

水系ごとに測定地点を定め、計2箇所の検査を行います。（表3）

また、毎日行う検査（毎日検査）は配水系統ごとに計13箇所の測定地点を定め、検査を行います。（表4）

表3 給水栓の検査地点

No	測定地点	配水池	主な水源	水系
1	加久藤（ふれあい館）	末永配水池	柿木原水源	柿木原水源系
2	山内浄水場	山内配水池	山内水源	山内水源系

表4 給水栓の毎日検査地点

No	測定地点	配水池	主な水源	水系
1	えびのパーキングポンプ室	末永配水池	柿木原水源	柿木原水源系
2	真幸出張所	真幸配水池	柿木原水源	柿木原水源系
3	溝ノ口公民館	溝ノ口配水池	柿木原水源	柿木原水源系

4	加久藤（ふれあい館）	末永配水池	柿木原水源	柿木原水源系
5	西長江浦下区営農研修センター	岡元配水池	柿木原水源	柿木原水源系
6	飯野町区公民館	柿木原減圧弁室	柿木原水源	柿木原水源系
7	堀浦地区コミュニティーセンター	大河平配水池	柿木原水源	柿木原水源系
8	中上江公民館	飯野地区南部水圧調整室	柿木原水源	柿木原水源系
9	白鳥第1配水池	白鳥第1・2配水池	柿木原水源	柿木原水源系
10	尾八重野地区コミュニティーセンター	尾八重野配水池	柿木原水源	柿木原水源系
11	東出水消防詰所	東出水配水池	柿木原水源	柿木原水源系
12	松原公民館	山内配水池	山内水源	山内水源系
13	亀沢公民館	真幸配水池	柿木原水源	柿木原水源系

(2) 検査項目と検査頻度

① 水質基準項目検査（表5）

a 検査項目

- 法令で定められている水質基準項目（51項目）について検査を行います。
- 原水が表流水であるため、湖沼等で発生するプランクトンが生成するカビ臭物質2項目（No42、No43）の検査を行います。

b 検査頻度

法令で定められている頻度で実施し、より安全を期すために項目によってはそれ以上の頻度で検査を行います。

i 原水

検査項目により、年1回の検査を行います。

ii 給水栓水

給水栓水の検査は、法令で義務付けられおり（表の 部分）、下記にあげる項目以外は法令で定める頻度で検査を行います。

表5 水質基準項目（国が定めた水道水の検査項目） ※浄水

（令和3～5年度）

No	水質基準項目	新規別	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値 給水栓水 (mg/L)	検査計画頻度（回/年）				法令で定め る頻度 (回/年)	区分	備考
					原水	給水栓 浄水	給水栓 省略 不可	給水栓 毎月 検査			
1	一般細菌		100 以下	0	1	1	3	8	12	病原生物 の指標	水の一般的清浄度を示す指標であり、塩素消毒でほとんど検出されませんが、多い場合は、病原性生物に汚染されている疑いがあります。
2	大腸菌		不検出	不検出	1	1	3	8	12		
3	カドミウム及びその化合物		0.003 以下	0.0003未満	1	1			4	無機物質 ・重金属	イタイイタイ病の原因物質と言われています。自然界に微量ながら亜鉛と共に広く存在します。
4	水銀及びその化合物 ※1		0.0005 以下	0.00005未満	1	1			4		水銀灯や電極等に使用されており、有機水銀化合物は、水俣病の原因物質です。
5	セレン及びその化合物		0.01 以下	0.001未満	1	1			4		硫黄鉱床から産出され、光電池・整流器等に使用されています。
6	鉛及びその化合物		0.01 以下	0.001未満	1	1			4		かつては一部の地域で水道管に使用されましたが、現在、市内にはほとんど残っていません。
7	ヒ素及びその化合物		0.01 以下	0.001未満	1	1			4		環境中に広く存在します。河川では温泉水に由来する場合があります。
8	六価クロム化合物		0.02 以下	0.002未満	1	1			4		メッキ廃水による土壌や地下水の汚染例があります。
9	亜硝酸態窒素		0.04 以下	0.004未満	1	1	3		4		平成26年度より追加。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01 以下	0.001未満	1	1	3		4		メッキ廃水・金属精錬廃水に含まれる場合があります。シアン化カリウムは青酸カリとして知られており、急性毒性の強い物質です。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 以下	0.1	1	1	3		4		環境中に広く存在し、水や土壌中の有機物が分解して生成されます。河川水では、窒素肥料散布・生活排水に由来する場合があります。大部分は硝酸態窒素として広く存在します。
12	フッ素及びその化合物		0.8 以下	0.08未満	1	1			4		地質などに起因し、広く存在しますが、工場排水に起因する場合があります。
13	ホウ素及びその化合物		1.0 以下	0.01未満	1	1			4		火山地帯の地下水や温泉水に含まれる場合があります。
14	四塩化炭素		0.002 以下	0.0002未満	1	1			4	一般有機化学物質 いずれの物質も揮発性の有機溶剤で、地表水（河川水等）を汚染しても比較的容易に大気中に揮散します。しかし、土壌を浸透し地下水を汚染すると、地下に安定な形で閉じこめられるので、長期にわたって汚染が継続します。	
15	1,4-ジオキサン ※1		0.05 以下	0.005未満	1	1			4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	0.004未満	1	1			4		
17	ジクロロメタン		0.02 以下	0.002未満	1	1			4		
18	テトラクロロエチレン		0.01 以下	0.001未満	1	1			4		
19	トリクロロエチレン		0.01 以下	0.001未満	1	1			4		
20	ベンゼン		0.01 以下	0.001未満	1	1			4		
21	塩素酸		0.6 以下	0.12		1	3		4	消毒 副生成物	臭素酸を除き、水道水を塩素消毒することによって、水中の有機物と塩素が反応して生成するものです。臭
22	クロロ酢酸		0.02 以下	0.002未満		1	3		4		
23	クロロホルム		0.06 以下	0.025		1	3		4		

24	ジクロロ酢酸		0.03 以下	0.005		1	3		4	素酸は水道水をオゾン殺菌することによって水中の有機物とオゾンが反応して生成するものです。クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモクロロメタン、ブロモホルムの量の総和が総トリハロメタンです。トリハロメタンは発がん性を考慮して決められたはじめての水質項目です。		
25	ジブロモクロロメタン		0.1 以下	0.003		1	3		4			
26	臭素酸		0.01 以下	0.001未満		1	3		4			
27	総トリハロメタン		0.1 以下	0.029		1	3		4			
28	トリクロロ酢酸		0.03 以下	0.009		1	3		4			
29	ブロモジクロロメタン		0.03 以下	0.004		1	3		4			
30	ブロモホルム		0.09 以下	0.004		1	3		4			
31	ホルムアルデヒド		0.08 以下	0.008未満		1	3		4	色		
32	亜鉛及びその化合物		1.0 以下	0.01未満	1	1			4		亜鉛メッキの給水管から溶出します。溶出亜鉛濃度 1 mg/L を超えると、白濁したり、お茶の味が悪くなったりします。	
33	アルミニウム及びその化合物		0.2 以下	0.03	1	1			4		多量に含まれると白濁の原因になります。	
34	鉄及びその化合物		0.3 以下	0.01	1	1			4		古い水道管の錆が多量に含まれると赤水になり、色、濁り、金属臭がつき、布地などを着色します。	
35	銅及びその化合物		1.0 以下	0.01未満	1	1			4		銅製の給水管から溶出します。多量に含まれると金属味がつきます。また、微量でもアルミ製容器などの腐食の原因となります。	
36	ナトリウム及びその化合物		200 以下	5.1	1	1			4		味覚	広く自然界に分布しますが、温泉水や地質に由来し高濃度になる場合もあります。多量に含まれると味覚を損ないます。
37	マンガン及びその化合物		0.05 以下	0.005未満	1	1			4		色	自然界に鉄と共に広く分布します。主として地質に起因しますが、鉱山廃水により高濃度になる場合もあります。
38	塩化物イオン		200 以下	4.3	1	1	3	8	12	味覚	広く自然界に分布しますが、温泉水や生活排水により高濃度になる場合もあります。多量に含まれると味覚を損ないます。	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300 以下	68	1	1			4		いわゆるミネラル分のことです。高濃度で味覚を損ない(渋味)、石鹸の泡立ちを阻害します。	
40	蒸発残留物		500 以下	102	1	1			4		水に含まれる物質の総量です。	
41	陰イオン界面活性剤 ※1		0.2 以下	0.02未満	1	1			4	発泡	合成洗剤のひとつです。泡立つ濃度を考慮し、基準値が決められています。	
42	ジェオスミン		0.00001 以下	0.000001未満	1	1			発生時期に 月1回	臭気	2つの物質は、かび臭の原因物質です。かび臭は土臭、墨汁臭に感じられることもあります。	
43	2-メチルイソボルネオール		0.00001 以下	0.000001未満	1	1						
44	非イオン界面活性剤 ※1		0.02 以下	0.005未満	1	1			4	発泡	合成洗剤のひとつで、泡立つ濃度を考慮し、基準値が決められています。	
45	フェノール類 ※1		0.005 以下	0.0005未満	1	1			4	臭気	天然水中には存在せず、アスファルト舗装上を流れた雨水に含まれることがあります。微量でも消毒用塩素と反応してクロロフェノールを生成し、水道水に異臭味を与えます。	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3 以下	0.4	1	1	3	8	12	味覚	有機物汚染の指標です。多量に含まれると水道水の味を損ないます。	
47	pH 値		5.8 以上~ 8.6 以下	7.8	1	1	3	8	12	基礎的性状	酸性、アルカリ性を示す指標で、pH7が中性です。水の基本的な性質を示す指標のひとつです。	

48	味		異常でない	異常なし		1	3	8	12	
49	臭気		異常でない	異常なし	1	1	3	8	12	
50	色度		5度以下	0.9	1	1	3	8	12	水の色の程度を示す指標です。基準値は、肉眼でほとんど無色と認める限度です。
51	濁度		2度以下	0.1未満	1	1	3	8	12	水の濁りの程度を示す指標です。基準値は、肉眼でほとんど透明と認める限度です。

適用

- 法令に定められた水質検査です。
- ※1 給水栓までの間に濃度が変化しない項目のため、給水栓水の検査を浄水の検査に替えます。
- ※※※ これまでの未検査または未実施の項目です。
- 検査を省略することのできない項目です。

② 毎日検査（表6）

a 検査項目

水道水に異常がないこと及び残留塩素を確認するため、法令で定められている3項目の検査を行います。

b 検査頻度

水道施設点検をシルバー人材センターに委託し、水道課職員にて確認を行います。

表6 毎日水質検査

No	水質基準項目	基準値
1	色	異常のないこと
2	濁り	異常のないこと
3	残留塩素濃度	0.1 mg/l以上

③ 水質管理目標設定項目検査（表7）

将来にわたって水道水の安全性を確保するため、水質管理上留意すべき項目として法令で27項目の目標値が定められています。

a 検査項目

i 原水

消毒する前の原水は、消毒剤及び消毒副生成物等の4項目を除く、23項目の検査を行います。

ii 浄水及び給水栓水

本市の水道水の消毒には次亜塩素酸ナトリウムを利用しているため、消毒剤の二酸化塩素（No10）とその関連項目のNo9は除きます。

b 検査頻度

i 原水

検査項目により、年1回検査を行います。

ii 浄水及び給水栓水

原水の項目検査を行っているため、必要ありません。

表7 水質管理目標設定項目検査（国が定めた水質管理のための検査項目）

（令和3～5年度）

No	水質基準項目	新規別	目標値 (mg/L)	過去3年間 最高値 給水栓水 (mg/L)	検査計画頻度（回/年）				法令で定める 頻度 (回/年)	区分	備考
					原水	給水栓 浄水	給水栓 省略不可	給水栓 毎月検査			
1	アンチモン及びその化合物		0.02 以下	0.0002 未満	1					無機物・ 重金属	各種合金触媒、半導体の材料などに用いられます。 天然水中にはほとんど存在しません。
2	ウラン及びその化合物		0.002 以下	0.0001 未満	1						天然に存在する放射性元素で、化合物として地殻の岩石や海水中に広く薄く分布しています。
3	ニッケル及びその化合物		0.02 以下	0.001 未満	1						自然水中に存在することはまれではありますが、鉱山廃水、工業廃水あるいはニッケルメッキの溶出などから混入することがあります。 赤血球と反応し、酸素運搬機能を阻害します。
4	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	0.0004 未満	1					一般有機物	いずれの物質も揮発性で、地表水（河川水等）を汚染しても比較的容易に大気中に揮散します。しかし、土壌を浸透し地下水を汚染すると、地下に安定な形で閉じこめられるので、長期にわたって汚染が継続します。
5	トルエン		0.4 以下	0.001 未満	1						
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）		0.08 以下	0.008 未満	1						プラスチック製品の中に可塑剤として広く使用されています。
7	亜塩素酸		0.6 以下	0.06 未満						消毒 副生成物	亜塩素酸、塩素酸は、消毒剤に二酸化塩素を使用することで、生成される物質です。えびの市水道課では、消毒に二酸化塩素を使用していません。
8	二酸化塩素		0.6 以下	0.06 未満						消毒剤	
9	ジクロロアセトニトリル		0.01 以下	0.001 未満		1				消毒 副生成物	水道水を塩素消毒することによって、水中の有機物と塩素が反応して生成する物質です。
10	抱水クロラール		0.02 以下	0.002 未満		1					
11	農薬類		1 以下	0.1 未満	1					農薬	102項目の内55項目について6～9月に左記の頻度で行います。
12	残留塩素		1 以下	0.05 未満		1				臭気	水にカルキ臭を与え、濃度が高いと水の味をまずくします。
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		10 以上～ 100 以下	76	1	1		4		味	硬度が低いとコクのない味がします。50前後でまろやかな味がします。高すぎると口に残る感じがします。
14	マンガン及びその化合物		0.01 以下	0.035	1	1		4		着色	水道水中にわずかでも残存すると管に蓄積し、黒い水の原因となります。
15	遊離炭酸		20 以下	2.6	1					味	水にさわやかな味を与えますが、多いと刺激が強くなります。
16	1,1,1-トリクロロエタン		0.3 以下	0.001 未満	1					臭気	特有の甘い臭いがある物質で、金属の洗浄、ドライクリーニングに使用されます。オゾン層破壊物質として生産中止となりました。
17	メチル-t-ブチルエーテル		0.02 以下	0.001 未満	1					臭気	最近まで、ガソリンのアンチノック剤として使用されていました。水道水に混入すると、不快な臭いと味がします。
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）		3 以下	0.8	1					味	多量に含まれると渋味をつけるほか、塩素と反応して水の味を損ないます。
19	臭気強度（TON）		3 以下	1 未満	1					臭気	臭気が感知できなくなるまでの水の希釈倍率です。臭気の強さを示します。

20	蒸発残留物		30 以上～ 200 以下	131	1	1			4	味	主にミネラルの含有量を示し、量が多いと苦味・渋み等が増し、適度に含まれると、コクのあるまろやかな味がします。
21	濁度		1 度以下	0.7	1	1	3	8	12	基礎的性状	水の濁りの程度を示す指数です。目標値内であれば、より透明な水といえます。
22	pH 値		7.5 程度	7.7	1	1	3	8	12		目標値程度で、金属の腐食防止に有効とされています。
23	腐食性（ランゲリア指数）		-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	-1.4	1					腐食	水道水が金属を腐食させるかどうか、その程度を知る目安です。-1 以上であれば防食効果が期待できます。
24	従属栄養細菌		2000 以下	860						水道施設の健全性の指標	生育に有機物を必要とする細菌のことです。浄水処理や配水過程での細菌の挙動を評価し、水道施設の健全性を判断するために、知見の収集を図ることとされています。
25	1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	0.002 未満						一般有機物	
26	アルミニウム及びその化合物		0.1 以下	0.02						着色	
27	PFOS・PFOA	新	0.00005 以下	0.000005 未満		1				有機化学物質	有機フッ素化合物の総称を PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）と呼んでいます。その代表的なものとして、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA（ペルフルオロオクタン酸）があります。人体への影響については確定的な知見はないため、国内においては暫定目標値となっています。

④ その他の検査（表 8）

水道課では、より安全で安心してご利用できる水道水をお届けするために、水源の監視に必要な検査を行っています。

a 検査項目

表 8 に示す項目について行います。

b 検査頻度

原水について月 1 回指標菌検査を行います。

川内川の最上流域である柿木原水源については、表流水であることと危機管理の充実を図る為、年 1 回農薬 114 項目検査を行います。

表 8 その他の項目検査（水道課で独自に定めた検査項目）

No	水質項目	水源名	検査計画頻度（回/年）	
			原水	
1	農薬 114 項目検査	柿木原・山内	2	
2	指標菌検査	柿木原・山内	1	2

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に実施いたします。

- イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ) 水源に異常があったとき。
- ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき。
- ニ) 浄水処理過程で異常があった場合。
- ホ) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ヘ) その他特に必要があると認められるとき。

7 関係者との連携

水道水に起因する事故が発生した場合は、速やかに関係機関に報告し情報交換を図りながら、必要に応じ現場調査及び水質検査を実施いたします。

8 水質検査の方法

水質検査は厚生労働大臣登録検査機関において検査いたします。

検査項目及び検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令 101 号）に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示 261 号）により行い、省令に記載されていない項目については上水試験方法（日本水道協会編）などにより行います。

9 水質検査の精度と信頼性

結果を評価するに当たり、検査の精度と信頼性を保障するため厚生労働省登録検査機関に検査委託し、定期的に委託機関の精度管理実施状況（内部精度管理、外部制度管理）の報告を求め、検査の精度と信頼性を確認します。

10 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、過去 5 年間の水質検査結果についても、水道課で閲覧できるようにしています。

水質検査計画は、皆様からのご意見や検査結果を参考に検討を行い、毎年見直しを行います。